

岐阜県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

岐阜労働局及び岐阜県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、岐阜県の区域において、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- (1) 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域のニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 名称

協議会の名称は、「岐阜県地域職業能力開発促進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

3 構成員

- (1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 岐阜労働局
- ② 岐阜県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部
岐阜県専修学校各種学校連合会
岐阜県職業能力開発協会
全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者
リカレント教育を実施する大学等
- ④ 労働者団体
日本労働組合総連合会岐阜県連合会
- ⑤ 事業主団体
一般社団法人岐阜県経営者協会
岐阜県中小企業団体中央会

岐阜県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会

- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（岐阜県内に事業所のある者）
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

(2) ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置する。

(3) 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

5 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保、その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり、年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他、必要な事項に関する事。

6 事務局

事務局については、関係機関の両者とする。

7 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の

規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

8 附則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。

この要領は、令和6年2月21日から施行する。

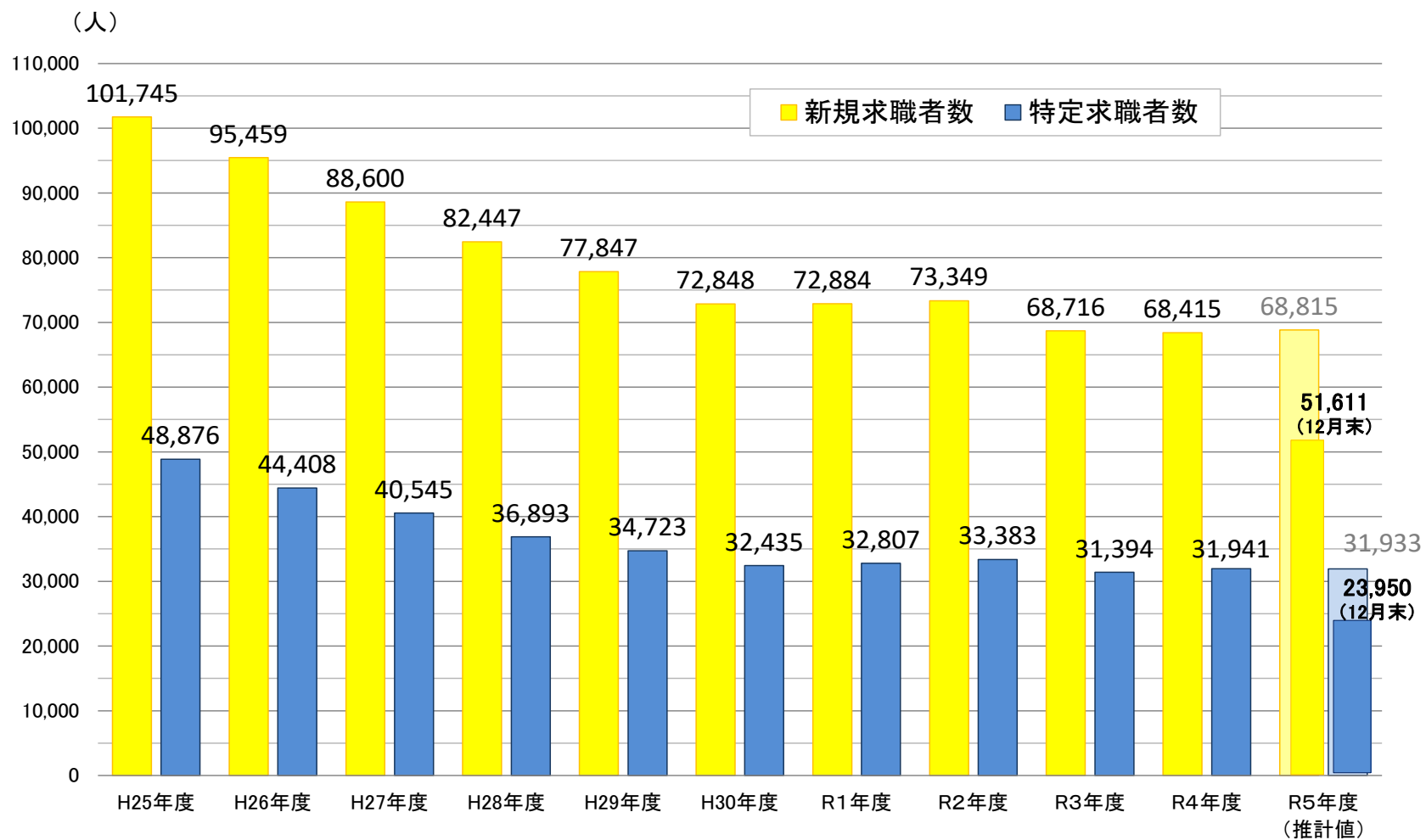
○「岐阜県地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の一部改正関係

改正後	改正前
<p>岐阜県地域職業能力開発促進協議会設置要綱</p>	<p>岐阜県地域職業能力開発促進協議会設置要綱</p>
<p>1 目的</p>	<p>1 目的</p>
<p>岐阜労働局及び岐阜県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、岐阜県の区域において、<u>以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。</u></p>	<p>岐阜労働局及び岐阜県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、岐阜県の区域において、<u>同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。</u></p>
<p><u>(1) 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等</u></p>	<p><u>(1) 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。</u></p>
<p><u>(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等</u></p>	<p><u>(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等</u></p>
<p>2～4（略）</p>	<p>2～4（略）</p>
<p>5 協議事項</p>	<p>5 協議事項</p>
<p>次に掲げる事項について協議する。</p>	<p>次に掲げる事項について協議する。</p>
<p>(1)～(4)（略）</p>	<p>(1)～(4)（略）</p>
<p><u>(5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。</u></p>	<p><u>(5) その他必要な事項に関すること。</u></p>
<p><u>(6) その他必要な事項に関すること。</u></p>	<p><u>(5) その他必要な事項に関すること。</u></p>
<p>6～7（略）</p>	<p>6～7（略）</p>
<p>8 附則</p>	<p>8 附則</p>
<p>この要綱は、令和4年11月11日から施行する。</p>	<p>この要綱は、令和4年11月11日から施行する。</p>
<p><u>この要綱は、令和6年2月21日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、令和4年11月11日から施行する。</p>

新規求職者・特定求職者数の推移(岐阜県)

資料2-1

○令和5年度の新規求職者数及び特定求職者数は、令和4年度と同程度になる見込みです。



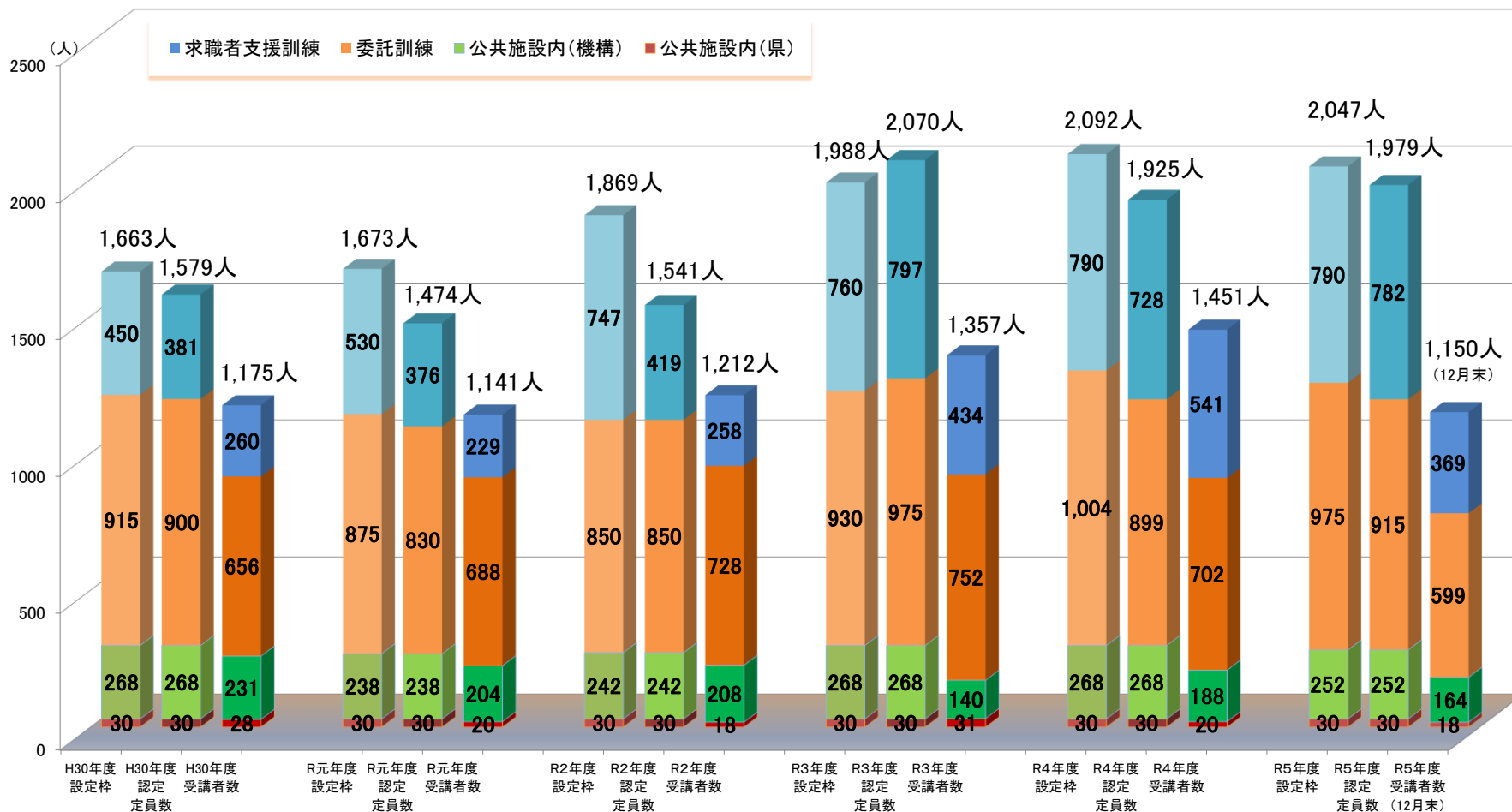
※令和5年度の新規求職者数と特定求職者数は令和5年12月末までの9か月間の数値に12/9を乗じた推計値。

※特定求職者数は、新規求職者から雇用保険受給者および在職者を除いて算出。

離職者向け訓練受講者推移グラフ(岐阜県)

資料2-2

○ 令和4年度については、令和3年度と比べ認定定員数が減少したにもかかわらず、受講者数は増加しました。なお、令和5年度は、前年と比べ認定枠が若干縮小されたものの、認定定員数は増加し、受講者数は前年と同程度となる見込みです。



離職者向け

公共職業訓練（施設内訓練）

- (1)対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者(無料)
- (2)給付金：雇用保険法に基づく各種手当
- (3)実施機関
 - 国(ポリテクセンター岐阜 [土岐市])
主にものづくり分野の高度な訓練を実施(CAD/CAM技術科、電気設備技術科等)
 - 岐阜県(国際たくみアカデミー [美濃加茂市])
地域の実情に応じた多様な訓練を実施(設備システム科、住宅建築科)

公共職業訓練（委託訓練）

- (1)対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者(無料)
- (2)給付金：雇用保険法に基づく各種手当
- (3)実施施設
 - 民間教育訓練機関等(岐阜県からの委託訓練)
事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

求職者支援訓練

- (1)対象：ハローワークの求職者 主に特定求職者（雇用保険を受給できない方） (無料)
- (2)訓練期間：2週間～6か月
- (3)給付金：職業訓練受講給付金
(月10万円+交通費・寄宿手当(ともに所定の額))の支給
※本人・世帯収入、訓練への出席率等、一定の要件を満たす場合
- (4)実施機関
 - 民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)
【運営費】訓練実施機関に対する奨励金
 - <実践コース>
就職希望職種が定まっている者に対し、基礎的な職業スキルに加えて、就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する。
 - <基礎コース>
社会人経験の少ない者や短期間での就職を目指す者に対し、社会人としての基礎的な能力を習得するための講習や短期間で習得できる技能及びそれに関する知識を付与する。



在職者向け

公共職業訓練（在職者訓練）

- (1)対象：在職労働者(有料)
- (2)訓練期間：概ね2日～5日
- (3)実施機関
 - 国(ポリテクセンター岐阜・東海職業能力開発大学校 [大野町])
 - 岐阜県(国際たくみアカデミー・木工芸術スクール [高山市])

学卒者向け

公共職業訓練（学卒者訓練）

- (1)対象：高等学校卒業生等(有料)
- (2)訓練期間：1年又は2年
- (3)実施機関
 - 国(東海職業能力開発大学校)
 - 岐阜県(国際たくみアカデミー・木工芸術スクール)



障害者向け

公共職業訓練（障害者訓練）

- (1)対象：ハローワークの求職障害者(無料)
- (2)訓練期間：概ね1か月～1年
- (3)実施施設
 - 岐阜県(障がい者職業能力開発校 [岐阜市])
障害者の能力に適應した職業訓練を実施(施設内訓練)
(基礎実務科、OAビジネス科、Webデザイン科)
 - 民間教育訓練機関等(岐阜県からの委託訓練)
 - <知識・技能習得訓練コース>
 - <実践能力習得訓練コース>
 - <特別支援学校早期訓練コース>



離職者向け公共職業訓練(施設内訓練)

【令和5年度12月末】

- 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成しています。

施設名	訓練科	計法定員	開講定員	受講者数	定員充足率	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	10	11	110.0%	1年
	住宅建築科	20	20	7	35.0%	1年
	合計	30	30	18	60.0%	

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握しながら訓練内容の充実を図っています。

施設名	訓練科	計法定員	開講定員	受講者数	定員充足率	期間
岐阜職業能力 開発促進センター (ポリテクセンター岐阜)	テクニカルオペレーション科	30	15	9	60.0%	6か月
	CAD/CAM技術科	60	45	34	75.6%	
	金属加工科	26	13	10	76.9%	
	電気設備技術科	32	32	31	96.9%	
	電気設備技術科(短期デュアル)	24	12	7	58.3%	
	住環境計画科	40	20	17	85.0%	
	テクニカルオペレーション科(橋渡し)	6	3	3	100.0%	1か月
	CAD/CAM技術科(橋渡し)	12	9	18	200.0%	
	電気設備技術科(橋渡し)	6	6	17	283.3%	
	電気設備技術科(短期デュアル)(橋渡し)	6	3	3	100.0%	
	金属加工科(橋渡し)	4	2	7	350.0%	
	住環境計画科(橋渡し)	6	3	8	266.7%	
	合計	252	163	164	100.6%	

離職者向け公共職業訓練(委託訓練)

【令和5年度12月末】

○ 県では、建設、介護、IT等人材不足が顕著な分野において産業界のニーズ等を踏まえ、民間教育機関に委託して職業訓練を実施しています。

訓練科(訓練職種)	設定定員数		開講実績				
	コース数	定員	コース数	定員数	受講者数	定員充足率	
情報ビジネス(情報)	13	215	10	170	150	88.2%	
就職氷河期世代(情報)	1	20	1	20	14	70.0%	
総務・経理事務(事務)	7	140	7	140	120	85.7%	
医療事務(事務)	5	100	4	80	70	87.5%	
不動産ビジネス(サービス)	1	15	1	15	15	100%	
CAD(製造)	3	45	3	45	28	62.2%	
建設機械運転(建設)	2	30	2	30	23	76.7%	
介護員養成(介護)	3	45	3	45	33	73.3%	
モノづくり技能(製造)	1	15	0	0	0	-	※応募者僅少のため不開講
産業人材育成	2	30	1	15	8	53.3%	
Webプログラミング(情報)	4	70	2	35	35	100%	
新情報産業(情報)	3	60	1	20	20	100%	
IT活用(情報)	2	40	1	20	14	70.0%	
定住外国人(介護)	3	45	3	45	33	73.3%	
介護福祉士養成(介護・2年)	2	20	2	20	14	70.0%	
保育士養成(サービス・2年)	3	25	3	25	22	88.0%	
合計	55	915	44	725	599	82.6%	

在職者向け公共職業訓練

【令和5年度12月末】

○ 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施しています。

施設名	計画定員	開講定員	受講者数	定員充足率	訓練科
国際たくみアカデミー	416	384	220	57.3%	
職業能力開発校	50	51	51	100.0%	配管科、電気工事科
職業能力開発短期大学校	366	333	169	50.8%	機械加工科、生産管理科他
木工芸術スクール	100	100	58	58.0%	木工科
合計	516	484	278	57.4%	

○ 機構岐阜支部では、職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、より高度で多様な人材育成の機会を提供しています。

施設名	計画定員	開講定員	受講者数	目標達成率	訓練分野
岐阜職業能力開発促進センター (ポリテクセンター岐阜)	900	506	191 (目標330)	57.9%	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理、教育/安全
東海職業能力開発大学校	1,295	840	580 (目標970)	59.8%	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理、教育/安全
合計	2,195	1,346	771 (目標1,300)	59.3%	

学卒者向け公共職業訓練

【令和5年度12月末】

○ 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材やものづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成しています。

施設名		訓練科名	定員	入学者数	定員充足率	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力開発校	自動車エンジニア科	20	13	65.0%	2年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20	13	65.0%	2年
		建築科	20	19	95.0%	2年
木工芸術スクール		木工科	30	28	93.3%	1年
合計			90	73	81.1%	

○ 東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を、応用課程では「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、将来の生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を養成しています。

施設名		訓練科名	定員	入学者数	定員充足率	期間
東海職業能力 開発大学校	専門課程	生産技術科	20	16	80.0%	2年
		電気エネルギー制御科	20	15	75.0%	
		電子情報技術科	30	15	50.0%	
	応用課程	生産機械システム技術科	20	18	90.0%	
		生産電気システム技術科	20	20	100.0%	
		生産電子情報システム技術科	30	31	103.3%	
合計			140	115	82.1%	

障がい者向け公共職業訓練

【令和5年度12月末】

○ 県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目的とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成しています。

施設名	訓練科名	定員	入学者数	定員充足率	期間
岐阜県立障がい者職業能力開発校	基礎実務科	10	9	90.0%	1年
	OA ビジネス科	10	10	100%	1年
	Web デザイン科	10	7	70.0%	1年
合計		30	26	86.7%	

○ 企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援しています。

訓練コース	訓練期間	計画定員数	開講定員数	受講者数	定員充足率
知識・技能習得訓練コース	-	30	15	15	100%
IT技能習得訓練科	2.5か月	25	15	15	100%
	PC・コミュニケーションスキル養成科	1.5か月	5	-	-
実践能力習得訓練コース	3か月以内	15	4	4	100%
特別支援学校早期訓練コース	1か月	3	-	-	-
合計		48	19	19	100%

求職者支援訓練

【令和5年度12月末】

○ 非正規雇用労働者やフリーランスなどの、雇用保険が受給できない者に対する雇用のセーフティーネットとして、求職者支援制度に基づく職業訓練を実施しています。令和4年度の訓練計画では、470人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を790人としております。

コース区分		年間 上限枠	認定 コース数	認定 定員数	開講 コース数	開講 定員数	受講者数	定員 充足率
基礎コース		315	7	100	5	70	65	92.9%
実践コース		475	34	582	24	396	304	76.8%
	介護系	100	2	29	2	29	20	69.0%
	医療事務系	50	3	32	3	32	22	68.8%
	デジタル系	110	7	141	5	96	76	79.2%
	その他の成長分野	215	22	380	14	239	186	77.8%
合計		790	41	682	29	466	369	79.2%

生産性向上支援訓練

【令和5年度12月末】

○ 事業主及び事業主団体の生産性向上に役立つ知識・スキルを習得するための短時間の職業訓練で、産業分野・職種を問わず幅広い在職者の方々を対象に様々な訓練カリキュラムを用意し、民間機関等と連携して実施しています。

施設名	事業名	計画数	コース数	受講者数	訓練分野
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部 岐阜職業能力開発促進センター	生産性向上支援訓練	880	89	1,021	
	DX対応コース	180	19	126	DX人材の育成を支援するコース
	ミドルシニアコース	60	13	190	中高年齢層の生涯キャリア形成を支援するコース
	サブスクリプション型	30	4	40	オンラインで2か月間自由に受講ができるコース
	合計	880	89	1,021	

令和5年度におけるハロートレーニングの実績(岐阜県)

【令和5年度12月末】

			計法定員数 (人)	開講定員数 (人)	受講開始者数 (人)	就職率 (%)	
公共 職業訓練	離職者 訓練	合計	1,257	1,108	781	-	
		施設内 訓練	小計	282	193	182	-
			県	30	30	18	100 ※1
			機構	252	163	164	90.0 ※1
		委託訓練	975	915	599	79.7 ※1	
	在職者訓練(県) (機構)		531 2,195	484 1,346	278 771	- -	
	学卒者訓練	合計	230	230	188	-	
		県	90	90	73	100 ※2	
		機構	140	140	115	100 ※2	
	障がい者 訓練	離職者 訓練	合計	78	49	45	-
施設内訓練			30	30	26	92.6 ※1	
委託訓練			48	19	19	40.0 ※1	
求職者 支援訓練	基礎コース	315 ※3	70	65	47.8 ※4		
	実践コース	475 ※3	396	304	51.9 ※4		
公共職業訓練(委託訓練)と求職者支援訓練の合計			1,765	1,381	968	-	

※1 公共職業訓練月次報告令和5年 7月の報告値。令和4年度の就職率。

※2 学卒者訓練の就職率は令和5年 3月卒業生のもの。

※3 求職者支援訓練の計法定員数は認定上限値。

※4 令和4年度中に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの雇用保険適用就職率。

令和5年度計画と同程度の規模で人材を育成

分野別 実施状況 の分析

- ① **就職率が高く、応募倍率が低い分野**
「製造」「建設（施設内）」「介護・医療・福祉」
- ② **応募倍率が高く、就職率が低い分野**
「建設（委託）」「理容・美容（求訓）」
- ③ **応募倍率が高く、就職率も高い分野**
「IT」「デザイン」「医療事務」「営業・販売・事務」

- ・いわゆる人手不足分野が多い。職業訓練受講のメリット等を求職者に積極的に伝えていく必要がある。
- ・求人ニーズに即した訓練内容や就職支援策の強化を検討していく必要がある。
- ・求人・求職者ニーズを踏まえ、既存コースを維持しつつ、新規コースの設定や訓練校の開拓に努める。

訓練種別の 状況と 策定方針

- ④ **求職者支援訓練の認定数は上限値に近く、受講率が高くなったことで受講者数は目標を達成。**
- ⑤ **全国実績との対比において、岐阜県の委託訓練は受講率、就職率とも堅調に推移している。**
- ⑥ **全国と比べ、公共施設内訓練は就職率は高いが、受講者数が少ない。**

- ・短期間・短時間等の特例訓練や奨励金の特例措置を活用し職業訓練の活性化と適切誘導に努める。
- ・引き続き訓練コースと求職者ニーズのマッチング状況を踏まえた訓練コースの設定を推進する。
- ・開講時期や訓練期間を工夫するとともに、引き続き施設内訓練に加え学卒者訓練も充実していく。

人材ニーズと受講形態の 多様化を踏 えた設定

- ⑦ **デジタル人材については、求人ニーズ、求職者ニーズとも高い。**
- ⑧ **デジタル推進人材の育成を加速化するため、受講形態の多様化が図られる中、他県や都市部の訓練をeラーニングで受講する者が増えたが、就職率の低さが課題となっている。**

- ・R5年度におけるデジタル人材については委託訓練、求職者支援訓練合わせて、330人程度の規模で計画しているが、応募倍率が高いことから、訓練コースの拡充に努める。また、デジタル分野以外の訓練コースにおいても基礎的なデジタルリテラシーの要素を訓練内容に加味していく。
- ・オンラインで実施する訓練の中では、比較的にか就職率の良い同時双方向型訓練の設定を推奨していく。

令和 6 年度岐阜県地域職業訓練実施計画（案）

令和 6 年 4 月

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向、課題等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率、完全失業率の悪化など雇用への大きな影響がみられたものの、令和 5 年 11 月現在では求人の持ち直しが堅調である。

令和5年の有効求人倍率（原数値）は、年平均1.59倍となり、令和4年の1.64倍から0.05ポイント低下しているものの、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って多くの業種において人手不足感が再び深刻化している。そのため、働く方の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

県内経済の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

（1）デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下DX等という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材は質・量ともに不足、都市圏への偏在が課題とされ、課題を打開するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要とされており、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むことが必要である。

（2）障害者の職業能力開発

ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう一層の環境の整備が必要であるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

（3）職業訓練の実施状況

令和5年度の新規求職者（51,611人）のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和5年12月末現在で23,950

人（速報値）。

令和5年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）	781人（令和5年12月末現在）
・求職者支援訓練	369人（令和5年12月末現在）
・在職者訓練	1,049人（令和5年12月末現在）
・学卒者訓練	188人（令和5年12月末現在）

令和4年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）※1	施設内訓練	87.9%
	委託訓練	79.7%
・求職者支援訓練 ※2	基礎コース	47.8%
	実践コース	51.9%

※1 定例業務統計報告調べ。令和4年度中に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの就職状況（1か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2 令和4年度中に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの雇用保険適用就職率。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「製造分野」「建設（施設内）分野」「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「建設（委託）分野」「理容・美容分野」）があること
- ③ 公共施設内訓練は、全国実績と対比して就職率は高いが受講者数が少ないこと
- ④ デジタル人材については、求人ニーズ、求職者ニーズとも高いこと
といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、応募・受講しやすい募集訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。製造分野においては、「ものづくり」の魅力が伝わる広報や求職者ニーズの高いカリキュラムを含んだコース設定の促進を図る。

②については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で運用を見直す。理容・美容分野については、地域における労働市場状況を訓練受講希望者に対する確に情報提供する。また、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

③については、開講時期の柔軟化、効果的な周知広報等、受講者数増加のため

の取組を行う。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

求職者支援訓練のうち、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定する。

委託訓練については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

① 施設内訓練

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1年
	住宅建築科	20	1年
	合計	30	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

- ・就職率は82.5%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力 開発促進センター	ものづくりオペレーション科	30	6か月
	ものづくりデザイン科	60	
	金属加工技術科	24	
	電気設備技術科	30	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	建築CADインテリア科	40	
	ものづくりオペレーション科（橋渡し）	6	1か月
	ものづくりデザイン科（橋渡し）	12	
	金属加工技術科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	

岐阜職業能力 開発促進センター	建築CADインテリア科 (橋渡し)	6	1か月
	合 計	248	

② 委託訓練

- ・県では建設、製造、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
- ・デジタル人材の育成のため、デジタル分野において 245 人のコース設定を行う。
- ・DX推進スキル標準に対応するコースを新設する。
- ・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
- ・就職率は 82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	うち前年度繰越	
			コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	19	310	9	140
就職氷河期世代（情報）	2	40	1	20
総務・経理事務（事務）	9	180	4	80
医療事務（事務）	7	140	3	60
不動産ビジネス（サービス）	1	15	0	0
CAD（製造）	5	75	2	30
介護員養成（介護）	4	62	1	15
モノづくり技能（製造）	1	15	0	0
産業人材育成（未定）	2	30	1	15
webプログラミング（情報）	10	175	3	55
新情報産業（情報）	5	100	2	40
DX推進スキル標準（情報）	4	65	0	0
IT活用（情報）	3	60	1	20
建設機械運転（建設）	3	45	1	15
大型自動車免許	1	10	0	0
定住外国人（介護）	4	60	1	15
保育士養成科（サービス）	6	49	3	25
介護福祉士養成科（介護）	4	42	2	20
合 計	90	1,473	34	550

※前年度繰越は一部定員ベースとする。

イ 求職者支援訓練

① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や
 自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けない者に対する

雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、430人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模728人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

② 職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の30%程度

実践コース 訓練認定規模の70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野30%、介護分野20%を下限の目安として設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 10%

- ・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。
- ・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

③ 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実

施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練(eラーニング含む)、
託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

令和6年度求職者支援訓練計画

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				
		岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨	
基礎コース	218	30	30	15	15	※20	15	15	15	20	15	15	0	13	0	0	0	
実践コース	510	全県枠				全県枠				全県枠				全県枠				
		180				130				110				90				
		介護系	40				20				20				20			
		医療事務系	30				10				10				0			
		デジタル系	40				40				40				30			
		その他の成長分野など	70				60				40				40			
合計	728	270				195				160				103				

- ※ 新規枠については、基礎コースは訓練認定規模の30%、実践コースは訓練認定規模の10%をそれぞれ上限として設定する。
- ※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースのうち15人は学卒未就職・フリーター・非正規等対象コースを優先とする。
- ※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。
- ※ 同一実施施設から同一分野の通常訓練は各四半期ごとに1コースのみとする。
- ※ ある認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。
- ※ 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し及び中止となった訓練コースの繰越しについては、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、離職者訓練の訓練科目の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した効果的な訓練の取入れを行うものとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数(定員)、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・ 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	49	576	
職業能力開発校	14	140	配管科、ブロック科
職業能力開発短期大学校	31	436	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	50	木工科
合計	54	626	

- ・ 機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー(ものづくり分野)及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施する

ことにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練分類
岐阜職業能力開発促進センター	122	1,209 (目標 340)	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理
東海職業能力開発大学校	142	1,525 (目標 970)	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理、教育/安全
合計	264	2,734	

イ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・ 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。
- ・ 就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力 開発校	自動車エンジニア科	20 (40)	2年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20 (40)	2年
		建築科	20 (40)	2年
木工芸術スクール		木工科	30 (30)	1年
合計			90 (150)	

- ・ 東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・ 就職率は95%を目指す。

施設名	訓練科名	定員 (延定員)	期間
東海職業 能力開発 大学校	生産機械技術科 (生産技術科)	20 (40)	2年
	電気エネルギー制御科	20 (40)	
	電子情報技術科	25 (55)	

東海職業 能力開発 大学校	応用課程	生産機械システム技術科	20 (40)	2年
		生産電気システム技術科	25 (45)	
		生産電子情報システム技術科	30 (60)	
合 計			140 (280)	

イ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

- ・ 県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。
- ・ 就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者 職業能力開発校	基礎実務科	10	1年
	OA ビジネス科	10	1年
	Web デザイン科	10	1年
合 計		30	

- ・ 企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

- ・ 就職率は55%を目指す。

訓練コース		訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース		-	30
IT 技能習得訓練科	IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
	PC・コミュニケーションスキル養成科	2 か月	5
実践能力習得訓練コース		3 か月以内	15
特別支援学校早期訓練コース		1 か月	3
合 計			48

イ 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 訓練受講者に対する就職支援等

訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

(2) 地域におけるリスクリングの推進

県と市町村は、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する以下の事業に取り組むことができる。

① 経営者等の意識改革・理解促進

② リスクリングの推進サポート

③ 従業員の理解促進・リスクリング支援等

なお、実施する事業については、県が別途事業一覧として取りまとめ、岐阜県地域職業能力開発促進協議会に報告するものとする。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同一のものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らした上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

○ 委託訓練について、

- ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加

- ・ 公募条件又は入札の加点要素として付加
 - 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・ 求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・ 申請・認定事務の際に周知
 - ・ 求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知
- (5) 協議会への報告
- WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

令和 6 年度に実施する公的職業訓練効果検証（提案）

1 検証対象の訓練分野

「建設関連分野」（分野コード 18）

2 選定理由

- ・「建設関連産業」は全国的に人手不足の業界であるが、岐阜県においても、有効求人倍率は高く、事業主からの入職者増加の期待は大きい。
- ・「建設関連産業」においては、今後の人口減少を考えると、人手不足が一層強まる恐れがあるが、建設関連業種の多くは一定のスキルを身につけなければ、人材の長期定着が難しい業種でもある。
- ・そうした中、職業訓練を通じた人材確保・人材育成を強化するには、年代や性別等に捉われない、多様な受講者像を想定した職業訓練コースの設定も求められる。
- ・検証により、職業訓練の適切かつ効果的な実施に繋がる可能性が高い。

3 効果検証実施方法

- ・「資料 3 - 1 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」に基づきヒアリングにより実施する。（実施要領 4（2））
- ・ヒアリングの結果を踏まえ、「建設関連分野」において訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容についてワーキンググループにて整理する。
- ・建設関連業界内の業種分類には拘らず、エイジレス、ジェンダーフリーを意識した訓練コースの設定に繋がる幅広いヒアリング項目を用意する。

4 協議会への報告

- ・3 の効果検証ヒアリング結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策等を検討し、ワーキンググループの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策等について協議会に報告する。

5 令和 7 年度岐阜県地域職業訓練実施計画の策定に反映

- ・協議会への報告と協議を経て、岐阜県離職者等委託訓練、求職者支援訓練の実施計画に「地域職業能力開発促進協議会による職業訓練の開発実施コース」を設定する。

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 岐阜労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付の概要

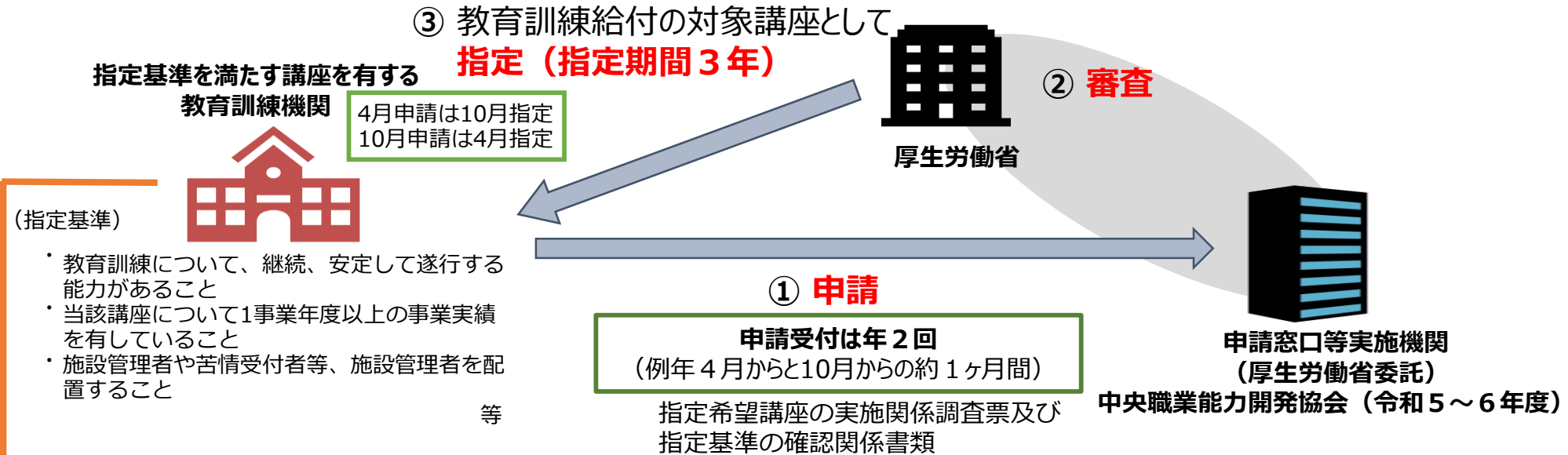
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	受講費用の 50% （上限年間 40万円 ）を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 20% （上限年間 16万円 ）を追加支給。	受講費用の 40% （上限 20万円 ）	受講費用の 20% （上限 10万円 ）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上） 		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

(注) 講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付

受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付

受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
 中型自動車第一種・第二種免許
 大型特殊自動車免許
 準中型自動車第一種免許
 普通自動車第二種免許
 フォークリフト運転技能講習
 けん引免許
 車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
 移動式クレーン運転士免許
 クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
 ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
 ITSSレベル3以上(120時間未満)又はITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
 ITパスポート
 Webクリエイター能力認定試験
 Illustratorクリエイター能力認定試験
 CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
 社会保険労務士試験
 ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
 行政書士、税理士
 中小企業診断士試験
 通関士、マンション管理士試験
 司法書士、弁理士
 気象予報士試験
 土地家屋調査士

司書・司書補
 産業カウンセラー試験
 公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
 VBAエキスパート
 簿記検定試験(日商簿記)
 日本語教員、IELTS
 日本語教育能力検定試験
 実用英語技能検定(英検)
 TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
 中国語検定試験
 HSK漢語水平考試
 「ハングル」能力検定
 建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
 社会福祉士
 保育士
 看護師、准看護師、助産師
 精神保健福祉士、はり師
 柔道整復師、歯科技工士
 理学療法士、作業療法士
 言語聴覚士、栄養士
 管理栄養士、保健師
 美容師、理容師
 あん摩マッサージ指圧師
 きゅう師、臨床工学技士
 視能訓練士
 臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
 介護支援専門員実務研修
 介護福祉士実務者研修
 介護職員初任者研修
 特定行為研修
 喀痰吸引等研修
 福祉用具専門相談員
 登録販売者
 衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
 医療事務認定実務者(R)試験
 調剤薬局事務検定試験
 健康管理士一般指導員
 資格認定試験
 メンタルヘルス・マネジメント
 検定試験

営業・販売関係

調理師
 宅地建物取引士資格試験
 インテリアコーディネーター
 パーソナルカリスト検定
 ソムリエ呼称資格認定試験
 国内旅行業務取扱
 管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
 航空運航整備士
 自動車整備士
 海技士
 電気主任技術者試験
 建築士
 技術士
 土木施工管理技術検定
 建築施工管理技術検定
 管工事施工管理技術検定
 電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
 パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
 (商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
 職業実践力育成プログラム
 (保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
 (医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
 (ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

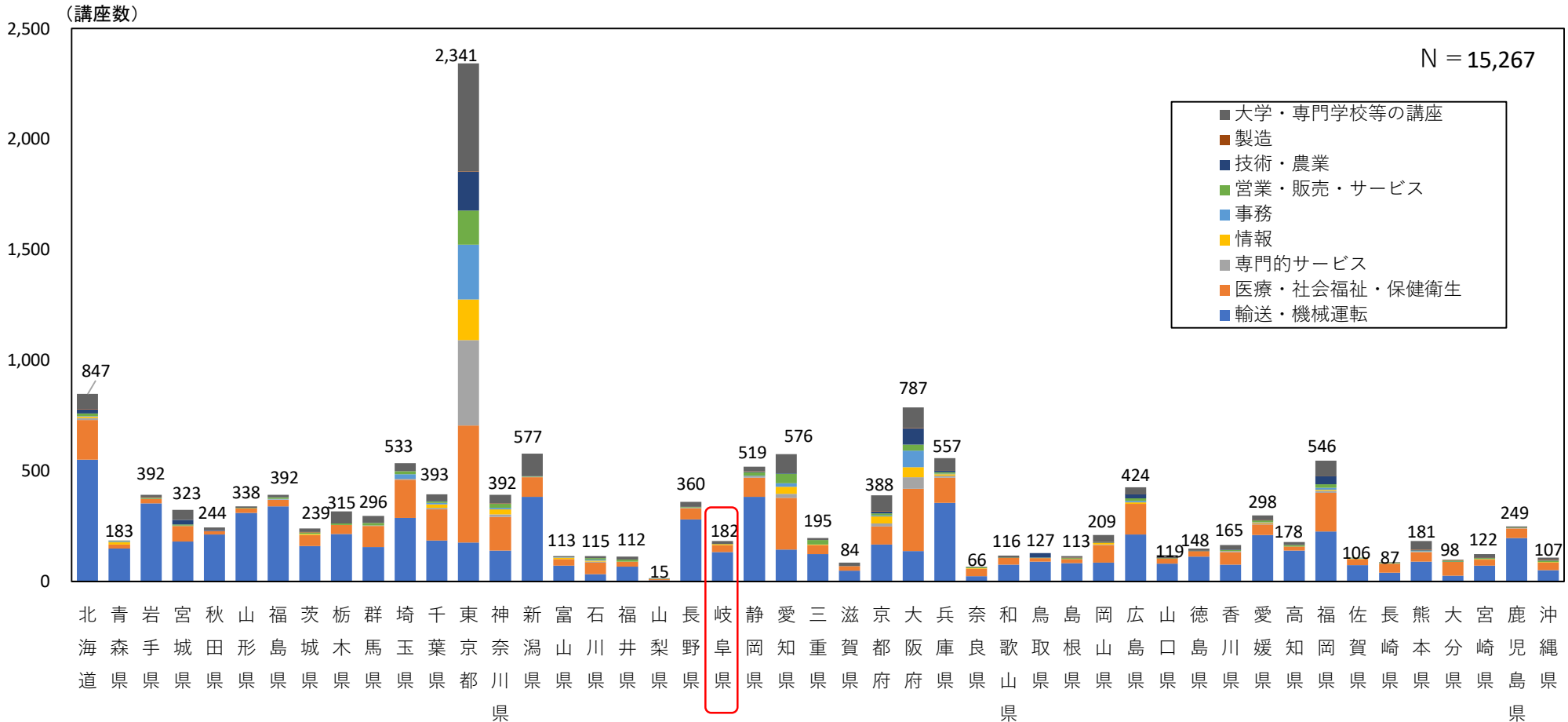
短時間の職業実践力育成プログラム
 (人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
 (文化教養関係)

修士・博士
 履修証明
 科目等履修生

指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和5年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,300講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、新潟県、愛知県の順に多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「技術関係」では指定講座の4～5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。

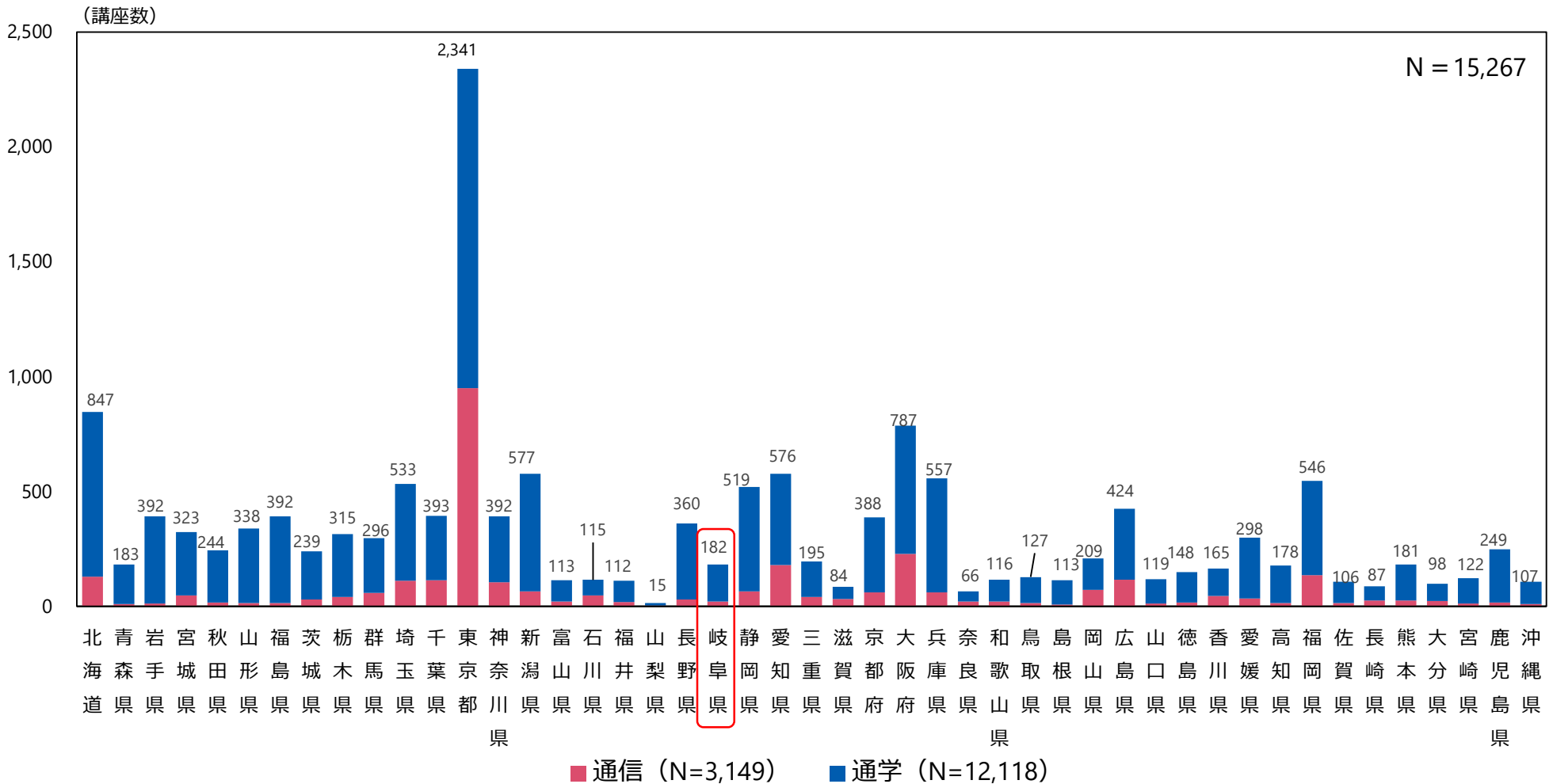


※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

指定講座の状況（都道府県別・実施方法別）（令和5年10月1日時点）

○ 通信講座（e-ラーニング含む）の割合は全体で2割程度だが（P6参照）、指定講座数の最も多い東京都における割合は4割程度と平均を大きく上回っている。



指定講座の状況（分野別）（令和5年10月1日時点）

- 全体で約1万5千講座を指定しており、分野別にみると最も多い「輸送・機械運転関係」が全体の約5割を占める。次いで「医療・社会福祉・保健衛生関係」「大学・専門学校等の講座関係」の順に多くなっている。
- 通信講座（e-ラーニング含む）は全体では約2割だが、「医療・社会福祉・保健衛生関係」では6割、「技術関係」「専門的サービス関係」の講座では4～5割程度と高くなっている。

分野	講座数				通信講座（e-ラーニング含む）		土日（※1）		夜間（※1）	
	専門実践	特定一般	一般	計	講座数	割合	講座数	割合	講座数	割合
輸送・機械運転関係	0	239	7,428	7,667	1	0.0%	7,364	96.0%	6,882	89.8%
医療・社会福祉・保健衛生関係	1,420	271	1,944	3,635	2,283	62.8%	194	5.3%	160	4.4%
専門的サービス関係	22	3	526	551	236	42.8%	283	51.4%	272	49.4%
情報関係	132	10	262	404	113	28.0%	223	55.2%	213	52.7%
事務関係	0	0	424	424	85	20.0%	312	73.6%	307	72.4%
営業・販売関係	295	4	194	493	137	27.8%	99	20.1%	122	24.7%
技術関係	19	3	364	386	184	47.7%	137	35.5%	76	19.7%
製造関係	11	0	23	34	11	32.4%	0	0.0%	1	2.9%
大学・専門学校等の講座関係（※2）	962	43	668	1,673	99	5.9%	587	35.1%	556	33.2%
合計	2,861	573	11,833	15,267	3,149	20.6%	9,199	60.3%	8,589	56.3%

（※1）：「土日」「夜間」のカリキュラムが含まれる講座（例：土日や夜間のみ開講する場合や、土日、夜間を選択することができる場合を含む）。

（※2）：専門実践、特定一般では、文部科学大臣認定講座（職業実践専門課程、職業実践力育成プログラム、キャリア形成促進プログラム）として審査、指定したものを計上。一般では、修士もしくは博士の学位等の取得を目標とした講座として審査、指定したものを計上。

岐阜県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和5年10月1日時点）

○岐阜県内では、輸送・機械運転関係の指定講座が131講座で、全体の70%以上を占めている。

		全国				岐阜県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2,460	－	80	2,380	34	－	0	34
	中型自動車第一種免許	1,688	－	56	1,632	36	－	0	36
	準中型自動車第一種免許	763	－	32	731	16	－	0	16
	大型特殊自動車免許	676	－	20	656	9	－	0	9
	大型自動車第二種免許	661	－	33	628	10	－	0	10
	フォークリフト運転技能講習	301	－	3	298	7	－	0	7
	けん引免許	152	－	12	140	7	－	0	7
	その他	972	－	15	957	12	－	0	12
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	7	－	－	7	0	－	－	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1,538	295	21	1,222	13	0	0	13
	介護支援専門員	107	－	64	43	6	－	6	0
	喀痰吸引等研修修了	57	－	14	43	0	－	0	0
	介護職員初任者研修	277	－	75	202	4	－	0	4
	看護師	287	280	0	7	5	5	0	0
	特定行為研修	265	－	67	198	0	－	0	0
	社会福祉士	164	125	6	33	0	0	0	0
	保育士	126	108	3	15	0	0	0	0
	精神保健福祉士	111	85	0	26	0	0	0	0
	歯科衛生士	115	112	0	3	1	1	0	0
	その他	569	415	9	145	3	3	0	0
専門的サービス関係	税理士	205	－	0	205	0	－	0	0
	社会保険労務士試験	118	－	3	115	0	－	0	0
	行政書士	50	－	0	50	0	－	0	0
	その他	178	22	0	156	0	0	0	0

岐阜県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和5年10月1日時点）

- 情報関係の講座数が5講座あるものの、デジタル関係の指定講座数が非常に少ない。
- 事務関係や技術・農業関係の講座は指定されていない。

		全国				岐阜県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	－	－	75	1	－	－	1
	CAD利用技術者試験	25	－	－	25	0	－	－	0
	Webクリエイター能力認定試験	47	－	－	47	2	－	－	2
	第四次産業革命スキル習得講座	129	129	－	－	0	0	－	－
	その他	128	3	10	115	2	0	0	2
事務関係	TOEIC	166	－	－	166	0	－	－	0
	簿記検定試験（日商簿記）	84	－	－	84	0	－	－	0
	中国語検定試験	32	－	－	32	0	－	－	0
	「ハングル」能力検定	5	－	－	5	0	－	－	0
	実用フランス語技能検定試験	4	－	－	4	0	－	－	0
	日本語教員	53	－	－	53	0	－	－	0
	その他	80	－	－	80	0	－	－	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	122	－	4	118	0	－	0	0
	その他	371	295	0	76	1	1	0	0
製造関係	計	34	11	0	23	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	56	－	0	56	0	－	0	0
	建築施工管理技術検定	51	－	0	51	0	－	0	0
	土木施工管理技術検定	59	－	0	59	0	－	0	0
	その他	226	19	3	204	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	624	－	－	624	3	－	－	3
	キャリア形成促進プログラム	6	5	1	－	0	0	0	－
	職業実践専門課程	664	664	－	－	5	5	－	－
	職業実践力育成プログラム	240	198	42	－	5	4	1	－
	専門職大学院	95	94	－	1	0	0	－	0
	科目等履修生	15	－	－	15	0	－	－	0
	履修証明	28	－	－	28	0	－	－	0
	その他	1	1	0	－	0	0	0	－

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	138,367	25	滋賀県	318	702	99,725	726	23,206
2	青森県	234	702	73,896	595	20,004	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	63,164
3	岩手県	295	605	55,629	983	31,724	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	238,923
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	50,481	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	132,518
5	秋田県	178	411	31,559	588	15,223	29	奈良県	378	926	116,608	681	25,590
6	山形県	155	409	43,506	702	22,148	30	和歌山県	174	385	42,780	637	21,433
7	福島県	271	707	84,568	1,118	40,682	31	鳥取県	89	273	36,817	344	10,887
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	54,191	32	島根県	121	353	43,623	373	10,514
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	36,304	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	42,922
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	38,462	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	74,988
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	186,810	35	山口県	268	724	73,401	725	25,078
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	153,299	36	徳島県	146	339	38,071	425	15,239
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	601,181	37	香川県	268	916	125,619	559	18,529
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	284,120	38	愛媛県	422	996	110,033	787	28,486
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	59,357	39	高知県	121	450	66,650	420	15,420
16	富山県	152	301	32,304	537	16,615	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	109,967
17	石川県	222	554	58,305	461	15,666	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	12,324
18	福井県	166	333	26,327	516	17,162	42	長崎県	314	894	93,452	449	15,567
19	山梨県	126	354	40,548	269	6,629	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	34,736
20	長野県	380	885	97,055	1,315	38,635	44	大分県	271	830	99,166	564	17,917
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	34,660	45	宮崎県	294	923	105,227	544	16,143
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	77,780	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	24,809
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	187,616	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	19,877
24	三重県	343	912	115,924	1,076	37,052		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	3,162,912

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組

【背景】

- 主体的なり・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。^(※)
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。

【対応】

こうした状況に対応するため、

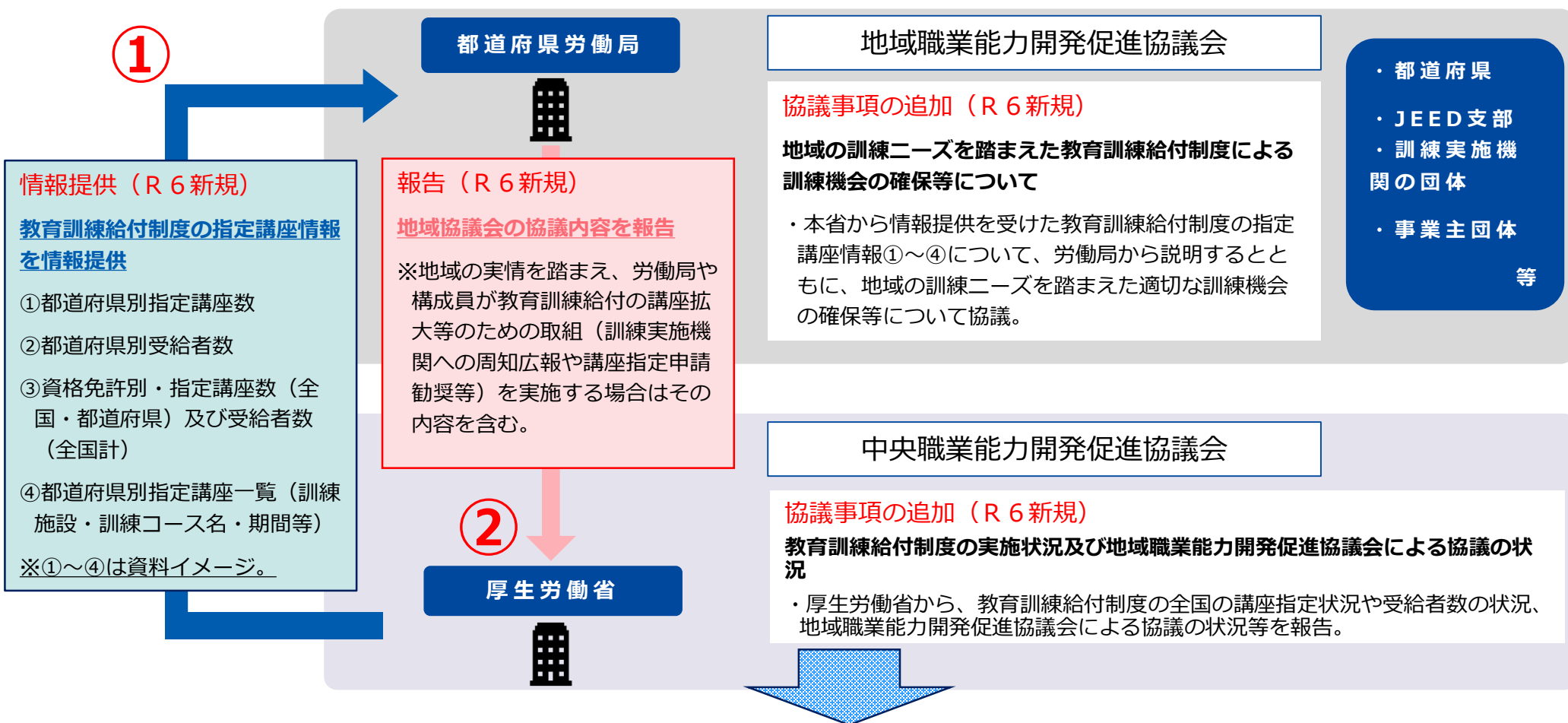
- 地域職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練ニーズ等を把握
- 把握した訓練ニーズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施
等により、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大をはかる。

※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。